

よくある問い合わせQ&A

1. 制度全般について

Q1	この制度は何回でも利用できるのか。	A1	対象者1人につき、「ウィッグ等」「補整具等」それぞれ各種類ごとに1回まで申請可能です。
Q2	上限額はいくらか。	A2	対象者1人につき、「ウィッグ等」「補整具等」それぞれ各種類ごとに10,000円が上限となります。 補助対象経費が上限額を上回る場合(例:対象経費:50,000円)の交付額は10,000円となり、上限額を下回る場合(例:対象経費:7,000円)は、その金額を交付いたします。
Q3	種類ごとの上限額に達しない場合、2回目の申請はできるのか。	A3	上限額に達していない場合でも、申請は1回までとなるため、2回目の申請はできません。 【例:①医療用ウィッグ(50,000円)と②補整下着(7,000円)を申請した場合】 ・種類①「ウィッグ等」⇒ 助成額:10,000円(上限額との差額:0円) ・種類②「補整具等」⇒ 助成額:7,000円(上限額との差額:3,000円) ⇒ 各種類ごとに1回申請済のため、上限額との差額があった場合でも、種類②の2回目の申請はできません。
Q4	種類「ウィッグ等」と種類「補整具等」を申請する場合は、同時に申請しなければならないのか。	A4	種類ごとに1回まで申請可能なため、必ずしも同時に申請いただく必要はございません。 ただし、申請を分ける場合、申請書と添付書類をそれぞれご用意いただき、申請期限内までの提出をお願いします。 また、A1のとおり、各種類ごとに1回までの申請となるため、既に申請済の種類は対象外となります。
Q5	申請できるアピアランスケア用品は、各種類ごとに1つのみか。複数可能か。	A5	「ウィッグ等」「補整具等」それぞれ各種類ごとに複数のアピアランスケア用品をまとめて申請が可能です。 なお、複数購入の場合でも、各種類ごとの上限額は変わりません。 【例:医療用帽子を3個購入+補整下着を2着購入した場合の各種類ごとの交付額】 (補助対象経費) (助成金交付額) (上限額) 種類①「ウィッグ等」:医療用帽子(3,000円)×3個=9,000円 《9,000円》《10,000円》 種類②「補整具等」:補整下着(7,000円)×2着=14,000円 《10,000円》《10,000円》
Q6	申請可能期間はいつまでか。	A6	購入した日の翌日から起算して2年以内の申請をお願いします。 ただし、令和6年4月1日以降に購入したものが対象となるため、それより前に購入したのものについては一律本助成金の対象外となります。 【例:令和6年4月1日に購入した場合、申請期限は令和8年4月1日まで】
Q7	所沢市に転入前に、他の自治体で同様の補助を受けても、所沢市で申請できるか。	A7	補助対象となる種類が異なる場合は、申請することができます。

よくある問い合わせQ&A

2. 助成対象経費について

Q1	【種類:ウィッグ等】 ウィッグの代用として購入した一般的な帽子やバンダナなどは対象となるのか。	A1	一般的な帽子などは本助成金の対象外となります。 「ウィッグ(装着時の保護ネット含む)、ウィッグ付き帽子、医療用帽子」が対象となります。 また、メンテナンス用品、交通費、送料なども対象外となります。
Q2	【種類:補整具等】 補正下着の代用として購入した一般的な下着は対象となるのか。	A2	一般的な下着は本助成金の対象外となります。
Q3	【種類:補整具等】 がん患者であり、乳房切除等を行っていないが、普段使いとして補整下着を買った場合も対象となるのか。	A3	がんの治療に伴う外見の変化をケアする目的となるものが対象となるため、本件の場合は対象外となります。
Q4	【種類:補整具等】 補整下着に加え、乳房パッドなども複数購入したが、合算して申請が可能なのか。	A4	同一種類(例:補整具等)かつ、申請期限内のアピランスケア用品であれば、合算が可能です。
Q5	レンタルやリースの場合は対象となるのか。	A5	対象外となります。購入した場合のみ対象となります。

よくある問い合わせQ&A

3. 申請方法について

Q1	郵送での申請も可能なのか。	A1	<p>・必要書類が揃っていれば、郵送での申請も可能です。必ず市HP内の「申請時の必要書類チェックリスト」や「記入例」をご確認ください。</p> <p>・郵送の場合、「申請書は原本」「添付書類は写し」を必ず同封の上、ご提出ください。 なお、添付書類の原本が同封されていた場合、返却は致しかねますので、ご注意ください。</p>
Q2	申請者とは誰のことか。がん患者である本人以外が申請することはできるのか。	A2	<p>申請者とは、「アピアランスケア用品を自身の名義で購入し、助成金の交付を受ける口座名義人」の方であり、基本的にはがん患者である「助成対象者本人」となりますが、本人以外が申請者となる場合も考えられます。</p> <p>例えば窓口には本人以外が申請にお越しいただく場合に、以下のようなパターンが考えられます。</p> <p>【例】がん患者本人(Aさん・ウィッグを購入)、代理人(Bさん)が申請 (パターン①)Aさんが自身の名義でウィッグを購入し、Bさんが窓口申請する場合(委任状必要なし) ⇒ Aさんの書類をBさんが代わりに提出するだけなので、以下の取扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者本人 = Aさん ・申請者 = Aさん ・助成金振込の口座名義人 = Aさん ・本人確認書類の確認 = Aさん <p>(パターン②)Aさんが自身の名義でウィッグを購入し、Bさんが窓口申請する場合(委任状必要あり) ⇒ 助成対象者はAさんでも、Bさんの口座に支払を希望の場合は、以下の取り扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者本人 = Aさん ・申請者 = Bさん ・助成金振込の口座名義人 = Bさん ・本人確認書類の確認 = Aさん・Bさん ・委任状(Aさんの受給権をBさんへ) <p>(パターン③)AさんのウィッグをBさんの名義で購入し、Bさんが窓口申請する場合(委任状必要あり) ⇒ 助成対象者はAさんでも、ウィッグを購入したのはBさんの場合は、以下の取り扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者本人 = Aさん ・申請者 = Bさん ・助成金振込の口座名義人 = Bさん ・本人確認書類の確認 = Aさん・Bさん ※Bさんが法定代理人の場合はその証明書 ・委任状(Aさんの受給権をBさんへ) ※Bさんが法定代理人の場合はその証明書 <p>※パターン③は②と異なり、ウィッグの購入者がBさんとなるので、Bさんが申請者となりますが、対象となるがん患者である助成対象者はAさんのため、AさんからBさんへ委任状が必要となります。 ただし、パターン③においてBさんが法定代理人(成年後見人又は未成年後見人)の場合は、委任状ではなく、法定代理人であることの証明書の確認をもってBさんが申請者となります。</p>

よくある問い合わせQ&A

Q3	申請者ががん患者である助成対象者本人以外の場合に、必要な書類は何か。	A3	<p>・申請者が法定代理人の場合 ⇒「登記事項証明書(申請者が成年後見人)」、「戸籍謄本(申請者が未成年後見人)」、「親権者の本人確認書類(がん患者本人が未成年の場合)」が必要となります。 法定代理人の場合、これらの書類の確認をもって、申請者の本人確認書類となります。</p> <p>・申請者が法定代理人以外の場合 ⇒「申請者本人の本人確認書類」と「委任状(書式は任意)」が必要となります。</p> <p>なお、いずれの場合でも、必ず「がん患者である助成対象者本人の本人確認書類」も必要となります。 詳しくは本HP内に記載の「申請時の必要書類チェックリスト」や「記入例」を必ずご確認ください。</p>
Q4	委任状の書式は任意とのことだが、必須項目を教えてください。	A4	<p>委任状を作成の際は、主に以下の内容が記載されているかご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 代理人の住所、氏名、委任者(=がん患者である助成対象者本人)との続柄 <input type="checkbox"/> 委任者が「所沢市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金の交付申請(請求)および受領」に関する権限を代理人に委任する旨 <input type="checkbox"/> 委任状を作成した日付 <input type="checkbox"/> 委任者の住所、氏名、生年月日

よくある問い合わせQ&A

4. 添付書類について

Q1	「がんの治療を受けたことまたは現に受けていることが確認できる書類」について、具体例を教えてください。	A1	がんの治療・処方などが客観的に確認できる書類であり、以下のような書類が該当します。詳しくは市HP内の「申請時の必要書類チェックリスト」をご確認ください。 【主な該当書類】 ・がん治療に関する同意書 ・診断書 ・入院診療計画書 ・診療内容明細書(病名やがん治療薬の処方が確認できるもの) ・弾性着衣等装着指示書 など
Q2	「アピアランスケア用品の購入に要した費用が確認できる領収書など」について、「領収書」という名称でなくとも、大丈夫か。具体的に何を確認しているのか。	A2	以下の内容が確認でき、支払の完了が確認できる書類となります。詳細は市HPもご確認ください。 <input type="checkbox"/> 購入者名(フルネーム・申請者名と必ず一致していること) <input type="checkbox"/> 購入日(令和6年4月1日以降に購入したものか) <input type="checkbox"/> 購入金額(メンテナンス用品、付属品、交通費、送料等は対象外) <input type="checkbox"/> 購入品目(ウィッグ代、補整下着代など) <input type="checkbox"/> 購入先(店舗名、住所など)
Q3	ネットで購入したため、領収書がないが、どうしたらよいか。	A3	ネットで購入したため領収書が発行されない場合は、注文の受注確認のメールを印刷したものや納品書などの書類をご提出ください。この場合、A2で示した内容が確認できるものをお願いいたします。
Q4	「本人確認書類」とは、具体的に誰のものか。	A4	がん患者である助成対象者本人の本人確認書類となります。 なお、申請者が助成対象者本人以外の場合は、その方の本人確認書類も必要となります。 詳しくは市HP内の「申請時の必要書類チェックリスト」をご確認ください。

よくある問い合わせQ&A

5. 弾性着衣(弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブ)の助成について

Q1	弾性着衣も本助成金の対象となるのか。	A1	<p>がん治療に伴う四肢のリンパ浮腫(むくみ)の治療のため、医師から装着指示書が発行され、弾性着衣を購入した場合、まずはご加入の健康保険に療養費の申請を行ってください。</p> <p>療養費の申請・交付決定後、残りの自己負担相当分が本助成金の対象となります。</p> <p>【具体例】弾性着衣購入費(20,000円)、健康保険窓口負担割合(3割)の方の場合</p> <p>① 弾性着衣を購入=20,000円《A》</p> <p>② 加入先の健康保険へ療養費の申請額=14,000円《B》 (B計算方法) 20,000円《A》×※0.7(保険者負担割合)=14,000円《B》 ※ 本事例では保険者負担割合が0.7となりますが、制度上、弾性着衣に関する療養費の支給額は上限が定められており、必ずしも保険者負担割合どおりとならない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>③ ②申請後の、自己負担相当額= 6,000円《C》 (C計算方法) 20,000円《A》- 14,000円《B》= 6,000円《C》</p> <p>⇒ 本事例の場合、療養費申請後の自己負担相当分となる6,000円《C》が本助成金の対象となります。</p>
Q2	他の補助を受けた内容がわかる書類とは何か。	A2	<p>療養費の交付決定通知書や、給付金の支給証明書など、客観的に弾性着衣購入の領収書との関係性が確認でき、弾性着衣購入に対する療養費の支給額が明記された書類となります。</p> <p>必要に応じて、内容の確認のため、ご加入の健康保険組合へ問合せをさせていただく場合もございますので、あらかじめご承知おきください。</p>
Q3	健康保険へ領収書の原本を提出してしまったが、申請は可能か。	A3	<p>予め写しをご用意いただくことをお勧めします。</p> <p>なお、療養費の申請と同時に、本助成金の申請を行う予定の場合は、療養費申請の際に健康保険の担当者にも本助成金に関し、必要に応じて市保健医療課から確認の連絡が入る場合もある旨をお伝えいただけますと幸いです。</p>